

子吉川水系鳥海ダム建設事業に係る 環境影響評価方法書を縦覧し意見を伺います

国土交通省東北地方整備局では、秋田県由利本荘市鳥海町百宅地内^{ももやげ}で実施する子吉川水系鳥海ダム建設事業に関して、環境影響評価法に基づく環境影響評価方法書の縦覧を平成27年2月25日(水)から開始し、一般の方々に広く意見を伺います。また、縦覧期間中に方法書に関する説明会を秋田県由利本荘市及び山形県遊佐町で開催します。

《方法書の縦覧》

○方法書の名称：子吉川水系鳥海ダム建設事業環境影響評価方法書

○縦覧期間：平成27年2月25日(水)から
平成27年3月26日(木)まで

○縦覧場所：※縦覧時間、住所は別紙のとおり

国土交通省東北地方整備局

河川部河川計画課、鳥海ダム調査事務所、秋田河川国道事務所、子吉川出張所

秋田県

生活環境部環境管理課、由利地域振興局福祉環境部(秋田県由利本荘保健所)

山形県

庄内総合支庁総合案内窓口

由利本荘市

企画調整部総合政策課、矢島総合支所振興課、岩城総合支所振興課、

由利総合支所振興課、大内総合支所振興課、東由利総合支所振興課、

西目総合支所振興課、鳥海総合支所振興課

遊佐町

遊佐町地域生活課、遊佐町生涯学習センター

○意見書の提出期間：平成27年2月25日(水)から
平成27年4月9日(木)まで

○意見書の提出先：東北地方整備局鳥海ダム調査事務所 調査設計課
※提出方法は別紙のとおり

※詳細は別紙及び参考資料を参照

《説明会の開催》

- 日時・場所
- ①由利本荘市ボートプラザアクアパル 1階 多目的ホール
秋田県由利本荘市北裏地54番地1
平成27年3月15日（日）午後6時から午後7時30分まで（予定）
 - ②由利本荘市紫水館 1階 多目的ホール
秋田県由利本荘市鳥海町伏見字久保193番地
平成27年3月16日（月）午後7時から午後8時30分まで（予定）
 - ③遊佐町生涯学習センター 3階 視聴覚室
山形県飽海郡遊佐町遊佐字鶴田52番2号
平成27年3月17日（火）午後7時から午後8時30分まで（予定）

※説明会参加の事前申し込みは必要ありませんが、席数に限りがありますのであらかじめご了承ください。

※取材について

取材の受付は説明会開始30分前から行います。取材は、担当者の指示によりお願いします。

発表記者会：秋田県政記者会、山形県政記者クラブ、酒田記者クラブ、宮城県政記者会
東北電力記者会、東北専門記者会

問い合わせ先

国土交通省 東北地方整備局 河川部 河川計画課
建設専門官 さいとう よしひろ 齊藤 喜浩
TEL：022-225-2171（代表）

国土交通省 東北地方整備局 鳥海ダム調査事務所
調査設計課長 おがさわら よしじ 小笠原 由次
TEL：0184-23-5120（代表）

鳥海ダム建設事業の目的

鳥海ダム建設事業は、子吉川上流の秋田県由利本荘市鳥海町百宅地先にダムを建設し、洪水調節、流水の正常な機能の維持及び水道用水の供給を行うものです。

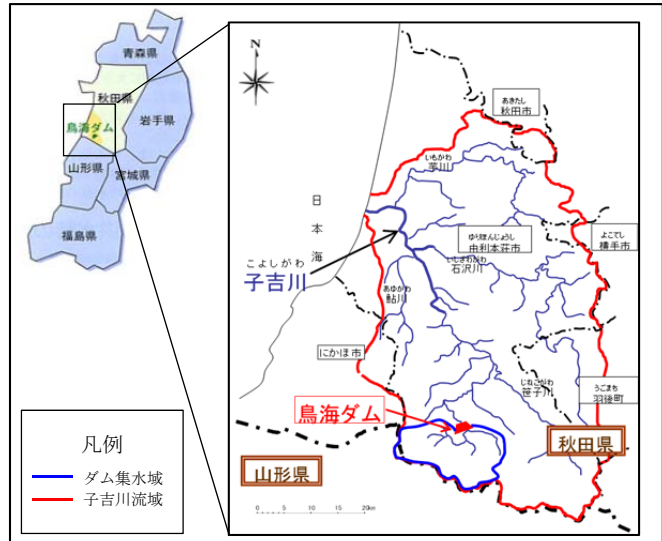
方法書縦覧の趣旨

「環境影響評価」は、事業の実施による環境への負荷をできる限り回避・低減し、環境の保全についての配慮がなされるように、必要な手続きを行うものです。

このうち方法書には、事業の目的や内容、事業者がこれから進めようとする対象事業に係る環境影響評価を行う方法（環境影響評価で対象とする環境項目をどのように調査し、どのように予測・評価するのか）及び文献調査や既往の現地調査に基づく地域の自然的状況、社会的状況等を記載しています。

方法書の縦覧は、環境影響を受ける範囲である地域において、環境保全の見地から、一般の方々に広く意見を求めるため実施するものです。

なお、方法書作成にあたっては、各環境分野を専門とする学識経験者等9名からなる『鳥海ダム環境影響評価技術検討委員会』を設置し、最新の技術的かつ科学的な知見からの助言を頂きながら進めています。



方法書の主な項目

- ①. 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- ②. 対象事業の目的及び内容
- ③. 対象事業実施区域及びその周囲の概況
- ④. 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

方法書の縦覧

縦覧期間

平成27年2月25日（水）から平成27年3月26日（木）まで
ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

縦覧時間、場所

- ・午前9時15分から午後6時まで

国土交通省東北地方整備局河川部河川計画課 [住所：宮城県仙台市青葉区二日町9-15]

- ・午前8時30分から午後5時15分まで

国土交通省東北地方整備局

鳥海ダム調査事務所 [住所：秋田県由利本荘市桜小路32-1]

秋田河川国道事務所 [住所：秋田県秋田市山王一丁目10-29]

子吉川出張所 [住所：秋田県由利本荘市石脇字田尻29]

秋田県

生活環境部環境管理課 [住所：秋田県秋田市山王四丁目1-1]

由利地域振興局福祉環境部（秋田県由利本荘保健所） [住所：秋田県由利本荘市水林408]

山形県

庄内総合支庁総合案内窓口 [住所：山形県東田川郡三川町大字横山字袖東19-1]

由利本荘市

企画調整部総合政策課 [住所：秋田県由利本荘市尾崎17]

矢島総合支所振興課 [住所：秋田県由利本荘市矢島町矢島町20]

岩城総合支所振興課 [住所：秋田県由利本荘市岩城内道川字新鶴湯50]

由利総合支所振興課 [住所：秋田県由利本荘市前郷字前郷82]

大内総合支所振興課 [住所：秋田県由利本荘市岩谷町字日渡100]

東由利総合支所振興課 [住所：秋田県由利本荘市東由利老方字橋脇112]

西目総合支所振興課 [住所：秋田県由利本荘市西目町沼田字弁天前40-61]

鳥海総合支所振興課 [住所：秋田県由利本荘市鳥海町伏見字赤浜28-1]

遊佐町

地域生活課 [住所：山形県飽海郡遊佐町遊佐字舞鶴211]

- ・午前9時から午後9時30分まで（月曜日は午前9時から午後5時まで）

遊佐町生涯学習センター [住所：山形県飽海郡遊佐町遊佐字鶴田52-2]

※遊佐町生涯学習センターでは、土曜日、日曜日及び祝日も縦覧できます。

◎なお、縦覧期間中は国土交通省東北地方整備局鳥海ダム調査事務所ホームページでも縦覧できます。また、あわせて、鳥海ダム周辺的环境に係る文献調査結果及び国土交通省東北地方整備局鳥海ダム調査事務所が鳥海ダム周辺において実施した現地調査結果についてとりまとめた「鳥海ダム周辺的环境」を公開予定です。

鳥海ダム調査事務所ホームページアドレス
<http://www.thr.mlit.go.jp/chokai/>

意見書の提出

方法書について環境保全の見地から意見をお持ちの方は、意見書を提出してください。

提出期間

平成27年2月25日（水）から平成27年4月9日（木）まで

提出方法

ご意見は、郵送（当日消印有効）、FAX、電子メール、縦覧場所に備え付けの意見書箱への投函のいずれかの方法で下記提出先までご提出ください。

また、下記①～③を必ずご記載ください。

- ①意見書を提出しようとする者の氏名及び住所
（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の住所地）
 - ②意見書の提出の対象である方法書の名称
 - ③方法書についての環境の保全の見地からの意見
- ※意見書は日本語により、意見の理由も含めて記載して下さい。

提出いただいた意見の取り扱い

提出いただいた意見は、意見の概要として取りまとめ、秋田県知事、山形県知事、由利本荘市長、遊佐町長へ送付します。また、氏名等の個人情報については非公開としたうえで、公表する場合があります。

注意事項

- 1) ご意見は日本語で提出ください。
- 2) ご記入いただきました個人情報については「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」に基づき適切に取り扱います。
- 3) 電話でのご意見は受け付けておりません。
- 4) 皆様からいただいたご意見に対し、個別にお答えすることはできませんので、その旨ご了承願います。
- 5) 方法書について環境保全の見地から意見以外のもの、期限までに到着しなかったもの、上記意見書の提出方法に沿わない形で提出されたものについては無効といたします。

提出先

国土交通省東北地方整備局 鳥海ダム調査事務所 調査設計課 宛
〒015-0074 秋田県由利本荘市桜小路32番1号
電話：0184-23-5120
FAX：0184-23-5451
メール：chokai@thr.mlit.go.jp

鳥海ダム建設事業に係る方法書等の概要

環境影響評価方法書の手続きとその位置づけ

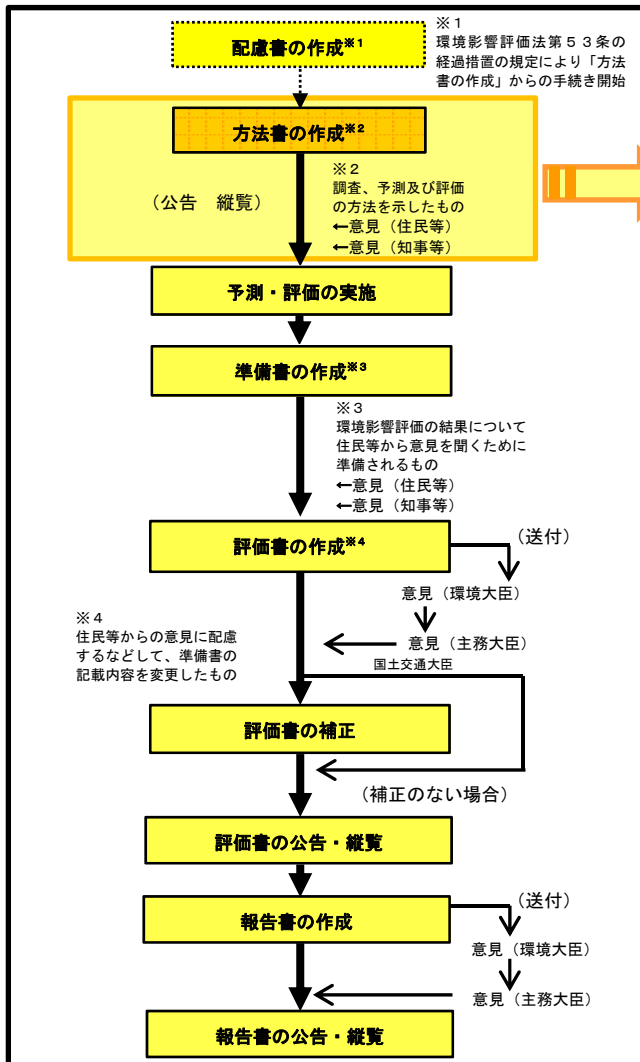


図1 環境影響評価の手続きの流れ

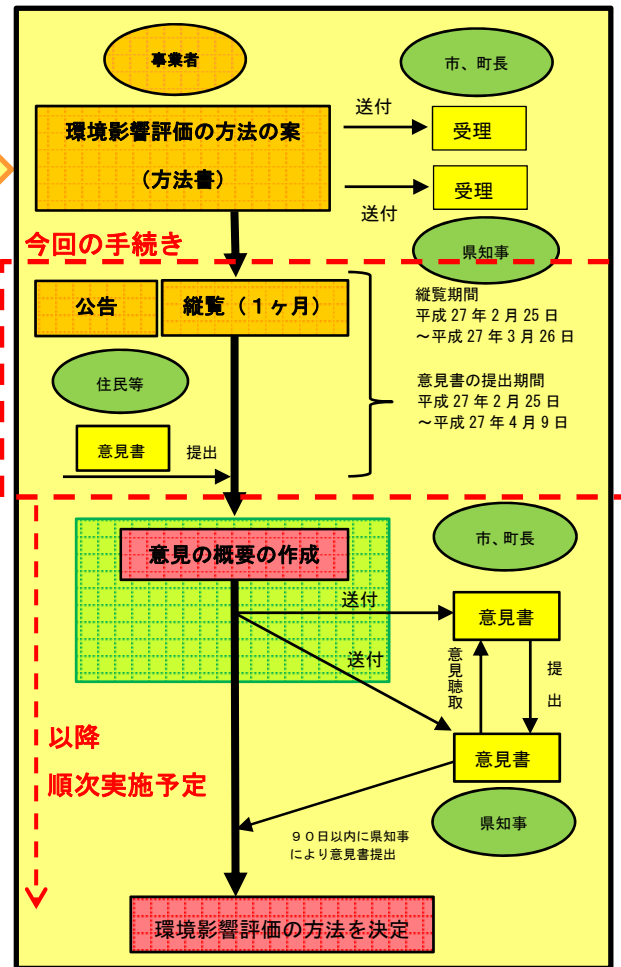


図2 環境影響評価（方法書の流れ）

【環境影響評価（アセスメント）制度とは？】

開発事業の内容を決めるに当たって、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を公表して一般の方々、地方公共団体などから意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていこうという制度です。

【環境影響評価方法書とは？】

方法書は、事業の目的や内容、事業者がこれからすすめようとする対象事業に係る環境影響評価を行う方法（環境影響評価で対象とする環境項目をどのように調査し、どのように予測・評価するのか）及び文献調査や既往の現地調査に基づく地域の自然的状況、社会的状況等を記載しています。

【方法書の縦覧とは？】

方法書の縦覧は、環境影響を受ける範囲である地域において、環境の保全の見地から、一般の方々に広く意見を求めるため実施するものです。

方法書等の構成

方法書の構成は、事業者の名称等（第1章）から、「事業特性」（第2章）と「地域特性」（第3章）に係る情報を最新の文献、資料等により把握した上で、「環境影響評価の項目^{※5}」（第4章1）及び「調査、予測及び評価の手法」（第4章2）を行うという構成です。合理的な項目、手法の選定のための有意義な情報として、地域特性の把握においては既往の文献・現地調査の結果も含めて記載しています。

環境影響評価の項目^{※5}：影響要因（ダム
の堤体の工事等、対象事業に伴い環境影響
を及ぼす恐れがある要因）と環境要素（大
気環境、水環境等、影響要因により影響を
受ける境の構成要素）の組み合わせのこと
です（第4章参照）。

第1章 事業者の名称、代表者の 氏名及び主たる事務所の所在地

1. 1 事業者の名称及び代表者の氏名
1. 2 事業者の主たる事務所の所在地

第2章 対象事業の目的及び内容

事業特性は工事中及び存在・供用時の環境影響評価の項目等の選定時に影響要因を明らかにする上での基本となる事項であります。

事業特性として把握した情報の内容は右記の通りです。

第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況

地域特性に関する情報の把握は、「環境影響評価の項目及び手法の選定を行うに必要と認める範囲」内において出版物等、事業者が一般的に入手可能である文献その他の資料をもとに記載することになっており、現地調査を義務づける趣旨のものではありません。

しかし、鳥海ダム建設事業においては過去からの情報の蓄積があり、それもあわせて掲載することで、環境影響評価の項目及び調査、予測及び評価の手法を選定する際の根拠としております。

3. 1 地域の自然的状況

- (1) 大気環境の状況（気象、大気質、騒音、振動）
- (2) 水環境の状況（水象、水質）
- (3) 土壌及び地盤の状況
- (4) 地形及び地質の状況（地形、地質）
- (5) 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況（動物、植物、生態系）
- (6) 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況（景観、人と自然との触れ合いの活動の場）

3. 2 地域の社会的状況

- (1) 人口及び産業の状況
- (2) 土地利用の状況
- (3) 河川及び湖沼の利用並びに地下水の利用の状況
- (4) 交通の状況
- (5) 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況
- (6) 下水道の整備の状況
- (7) 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況

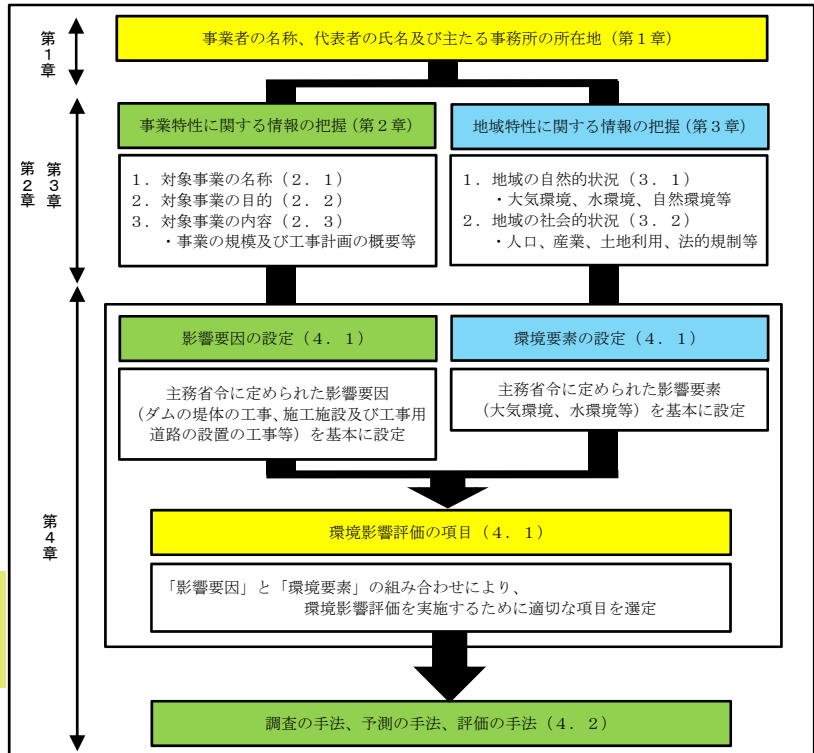


図3 方法書の構成

〈第2章の掲載内容〉

2. 1 対象事業の名称
2. 2 対象事業の目的
2. 3 対象事業の内容
 - (1) 対象事業の種類
 - (2) 対象事業実施区域の位置
 - (3) 対象事業の規模及び総貯水量
 - (4) 対象事業に係るダムの堤体の規模及び型式並びにダムの供用に関する事項
 - (5) 対象事業の工事計画の概要
 - (6) その他の対象事業に関する事項

第4章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

4. 1 環境影響評価の項目

環境影響評価の項目の選定に当たっては、第2章及び第3章にてとりまとめた対象事業の事業特性及び地域特性(自然的・社会的)を勘案し、環境影響を受けるおそれがある要素(環境要素)の項目は主務省令を基本として選定しています。鳥海ダム建設事業の事業特性を踏まえ主務省令で定められた影響要因の参考項目のうち該当しない、工事の実施における「原石採取の工事」、土地または工作物の存在及び供用における「原石山跡地の存在」を選定しておりません。環境要素の項目では、環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素として、「土地又は工作物の存在及び供用」の「ダムの供用及び貯水池の存在」における水素イオン濃度について、表に示した環境という観点から必要と判断し選定しております。

環境要素の区分		影響要因の区分		工事の実施		土地又は工作物の存在及び供用						
				ダムの本体の工事	建設養生上の地理の工事	道路の維持の工事	ダムの本体の存在	建設養生上の地理の存在	道路の存在	ダムの供用及び貯水池の存在		
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	粉じん等	○								
			騒音		○							
			振動	振動		○						
	水環境	水質		土砂による水の濁り		○					○	
				水温							○	
				富栄養化								○
				溶存酸素量								○
				水素イオン濃度	○							○
		土壌に係る環境その他の環境	地形及び地質								○	
	生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物	重要な種及び注目すべき生息地		○						○	
植物		重要な種及び群落		○						○		
生態系		地域を特徴づける生態系		○						○		
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観		主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観							○		
			人と自然との触れ合いの活動の場		○							
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	建設工事に伴う副産物		○								

4. 2 調査、予測及び評価の方法

○調査すべき情報

予測、評価のために必要となる情報の種類を整理し、どの程度の情報が必要か(情報の深さ)を考慮して調査すべき情報を定めておきます。動物の重要な種の予測、評価を例にとると、調査すべき重要な種の名称とその分布、生息の状況、生息環境の状況としています。

○調査の基本的な手法

具体的な調査又は測定の方法を、予測及び評価において必要とされる水準が確保されるように選定しています。

○調査地域・調査地点

調査地域は「対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域」※6で設定しております。調査の地点は地域を代表とする地点その他の情報の収集等に適切かつ効果的であるとみとめられる地点を設定しています。

※6「対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域」:方法書段階で事業者が環境影響を受ける可能性がある範囲として設定した地域です。方法書の公告縦覧の意見を得たあとに必要な見直し、調査の対象とする地域(調査地域)とします。なお、第3章で設定した「環境影響評価の項目及び手法の選定を行うに必要なと認める範囲」は、環境影響を受ける可能性のある区域を検討するための必要情報を集める地域であり、ここで定義した地域とはおのずから異なったものとなります。

○調査期間等

把握すべき情報の内容等に応じ、適切かつ効果的であるとみとめられる期間(年次等)、時期(四季等)及び時間帯(昼夜等)を設定しています。

○評価の手法

- ①調査及び予測並びに環境保全措置の結果を踏まえ、影響が事業者により実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされるか、
- ②国又は地方公共団体により環境の保全に関する基準又は目標が示されている場合には目標と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを評価の手法としています。

＜第4章の掲載内容＞

4. 1 環境影響評価の項目

- (1) 環境影響評価の項目の選定
- (2) 環境影響評価の項目の選定理由

4. 2 調査、予測及び評価手法

- (1) 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持
- (2) 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全
- (3) 人と自然との豊かな触れ合いの確保
- (4) 環境への負荷の量の程度

【参考 鳥海ダム環境影響評価技術検討委員会について】

国土交通省東北地方整備局鳥海ダム調査事務所では、平成19年3月12日に鳥海ダム建設事業について環境面からの技術的助言を専門家から頂くことを目的として、鳥海ダム周辺の自然や現状に詳しい県内の学職経験者や専門家からなる「鳥海ダム環境影響評価技術検討委員会」を設置しました。方法書は、本委員会の技術的助言を踏まえ取りまとめました。

今後も適宜助言を頂きながら環境影響評価を実施して参ります。

■これまでの委員会開催状況

第1回 委員会 2007年3月12日

- ・委員会設立
- ・委員委嘱
- ・鳥海ダム環境影響評価の流れと鳥海ダムの計画について

第2回 委員会 2008年6月13日

- ・環境影響評価の流れ
- ・子吉川水系鳥海ダム建設事業環境影響評価方法書（案）について

第3回 委員会 2009年1月8日

- ・委員指摘事項への対応等について

第4回 委員会 2014年9月5日

- ・子吉川水系鳥海ダム建設事業環境影響評価方法書（案）について
- ・今後の委員会の予定について



「鳥海ダム環境影響評価技術検討委員会」の開催状況」